

平成二十年厚生労働省令第三号

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号)第十八条の規定に基づき、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

第一条 (給付金の支給の請求)

第一条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(以下「法」という。)第三条第一項の給付金(以下「給付金」という。)の支給の請求は、法第四条の正本若しくは謄本又は確定判決等の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したもののほか、給付金支給請求書(様式第一号)を、住民票の写しその他の書類であつて給付金支給請求書に記載した事実を証明するものとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に提出することによつて行うものとする。

2 給付金の支給を請求する者(以下「給付金支給請求者」という。)は、給付金支給請求者又はその被相続人が同一の事由によつて、損害賠償その他の給付等を受けたことにより法第十一条第一項の損害のてん補がされた場合には、前項の給付金支給請求書の提出と併せて、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届け出なければならぬ。

第二条 機構は、給付金を支給するに当たつては、給付金支給請求者に対し、その額を給付金支給通知書(様式第二号)により通知する。

第三条 法第七条第一項の追加給付金(以下「追加給付金」という。)の支給の請求は、法第八条の医師の診断書(様式第三号)のほか、追加給付金支給請求書(様式第四号)を、住民票の写しその他の書類であつて追加給付金支給請求書に記載した事実を証明するものとともに、機構に提出することによつて行うものとする。

追加給付金の支給を請求する者(以下「追加給付金支給請求者」という。)は、追加給付金支給請求者又はその被相続人が同一の事由によつて、損害賠償その他の給付等を受けたことにより法第十一条第一項の損害のてん補がされた場合には、前項の追加給付金支給請求書の提出と併せて、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届け出なければならぬ。

2 追加給付金の支給を請求する者(以下「追加給付金支給請求者」という。)

追加給付金支給請求者又はその被相続人が同一の事由によつて、損害賠償その他の給付等を受けたことにより法第十一条第一項の損害のてん補がされた場合には、前項の追加給付金支給請求書の提出と併せて、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届け出なければならぬ。

第四条 機構は、追加給付金を支給するに当たつては、追加給付金支給請求者に対し、その額を追加給付金支給通知書(様式第五号)により通知する。

第五条 機構は、法第十七条第一項の抛出品の抛出を求めるに当たつては、同項の製造業者等に対し、法第十六条の基準に基づき決定される抛出品の額、納付すべき期限その他必要な事項を通知する。

第六条 機構は、法第十七条第一項の抛出品の抛出を求めるに当たつては、同項の製造業者等に対し、法第十六条の基準に基づき決定される抛出品の額、納付すべき期限その他必要な事項を通知する。

Table with 4 columns: 項目, 内容, 備考, 備考. It lists various items related to the compensation process, such as '給付金支給請求書', '追加給付金支給請求書', '医師の診断書', etc.

様式第二号(第二条関係)

給付金支給通知書. A form used to notify the recipient of the compensation amount. It includes fields for recipient name, amount, and date.

様式第三号(第三条関係)

追加給付金支給請求書. A form used to request additional compensation. It includes sections for the applicant's information, details of the additional compensation, and supporting documents.

記入事項. Instructions for filling out the form, including details about the applicant, the amount of additional compensation, and the date of submission.

様式第四号（第三条関係）

様式第四号（第三号関係） 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策計画書

項目	内容
1 事業者の名称	
2 事業者の所在地	
3 事業の種類	
4 従業員数	
5 感染防止対策の担当者	
6 感染防止対策の実施状況	
7 感染防止対策の効果	
8 感染防止対策の継続的実施	
9 感染防止対策の見直し	
10 感染防止対策のその他の事項	

様式第五号（第四条関係）

様式第五号（第四号関係） 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策計画書の提出書

提出書番号

提出日

提出者

提出先

提出理由

提出内容

附則

この省令は、法の施行の日から施行する。  
**附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄**  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）

**第二条** この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。  
**2** 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
**附則（令和二年二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄**  
 （施行期日）  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
**2** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。  
**附則（令和五年一月一七日厚生労働省令第四号）**  
 （施行期日）  
**1** この省令は、公布の日から施行する。  
 （様式に関する経過措置）

**2** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
**3** この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。